

横浜市建築基準法施行細則 新旧対照表

旧	新
<p>(第1条から第4条の3まで省略)</p> <p>(書類の閲覧)</p> <p>第4条の4 省令第11条の3第1項第1号から第7号までに掲げる書類(以下「概要書等」という。)の<u>閲覧の場所は、建築指導部に置く。</u></p> <p>2 <u>概要書等の閲覧をすることができる時間は、午前8時45分から午後5時(省令第11条の3第1項第3号及び第4号に掲げる書類の閲覧にあつては、午後5時15分)までとする。</u></p> <p>3 <u>概要書等の閲覧を行わない日は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>横浜市の休日</u>を定める条例(平成3年12月横浜市条例第54号)第1条第1項に定める<u>横浜市の休日</u></p> <p>(2) <u>その他市長が必要と認める日</u></p> <p>4 概要書等(省令第11条の3第1項第7号に掲げる書類を除く。)の閲覧をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 閲覧をする日</p> <p>(2) 閲覧をしようとする者の氏名及び住所</p> <p>(3) その他市長が必要と認める事項</p> <p>5 (本文省略)</p> <p>(第5条から第7条の4まで省略)</p> <p>(許可申請)</p> <p>第8条 (第1項省略)</p> <p>2 条例、地区計画建築条例、特別工業地区条例、地下室マンション条例、横浜市福祉のまちづくり条例、都心機能誘導地区条例、不燃化推進条例又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画高度地区の規定により許可を受けようとする者は、第5号様式の許可申請書の正本及び副本に、案内図、配置図その他それぞれ</p>	<p>(第1条から第4条の3まで省略)</p> <p>(書類の閲覧)</p> <p>第4条の4 省令第11条の3第1項第1号から第7号までに掲げる書類(以下「概要書等」という。)の閲覧は、<u>建築指導部において閲覧に供することにより行うものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定によるほか、概要書等(省令第11条の3第1項第2号、第6号及び第7号に掲げる書類を除く。)の閲覧は、インターネットの利用により行うことができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>3 概要書等(省令第11条の3第1項第7号に掲げる書類を除く。)の閲覧をしようとする者は、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。</p> <p>(1) 閲覧をする日 <u>(インターネットの利用により閲覧をする場合を除く。)</u></p> <p>(2) 閲覧をしようとする者の氏名及び住所</p> <p>(3) その他市長が必要と認める事項</p> <p>4 (本文省略)</p> <p>(第5条から第7条の4まで省略)</p> <p>(許可申請)</p> <p>第8条 (第1項省略)</p> <p>2 条例、地区計画建築条例、特別工業地区条例、地下室マンション条例、横浜市福祉のまちづくり条例、都心機能誘導地区条例、不燃化推進条例又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画高度地区 <u>(以下「横浜国際港都建設計画高度地区」という。)</u>の規定により許可を受けようとする者は、第5号様式の許可申請</p>

許可を受けようとする事項の審査に必要な図書を添えて市長に提出しなければならない。

(第3項、第4項及び第8条の2から第15条まで省略)

(取下届及び取止届)

第16条 建築主は、法、政令、省令、条例、地区計画建築条例、特別工業地区条例、地下室マンション条例、横浜市福祉のまちづくり条例、都心機能誘導地区条例又は不燃化推進条例の規定により市長又は建築主事に行った申請を取り下げようとするときは、第13号様式の取下届2通を市長又は建築主事に提出しなければならない。

2 建築主は、法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により確認済証の交付を受けた後に当該工事又は用途変更を取りやめようとするときは、第13号様式の2の取止届2通を建築主事に提出するものとする。

(第3項から第5項まで省略)

6 国の機関の長等は、法第18条第3項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により確認済証の交付を受けた後に当該工事又は用途変更を取りやめようとするときは、第13号様式の22通を建築主事に提出するものとする。

(第17条から第26条まで省略)

書の正本及び副本に、案内図、配置図その他それぞれ許可を受けようとする事項の審査に必要な図書を添えて市長に提出しなければならない。

(第3項、第4項及び第8条の2から第15条まで省略)

(取下届及び取止届)

第16条 建築主は、法、政令、省令、条例、地区計画建築条例、特別工業地区条例、地下室マンション条例、横浜市福祉のまちづくり条例、都心機能誘導地区条例、不燃化推進条例又は横浜国際港都建設計画高度地区の規定により市長又は建築主事に行った申請を取り下げようとするときは、第13号様式の取下届2通を市長又は建築主事に提出しなければならない。

2 建築主又は国の機関の長等は、法、政令、省令、条例、地区計画建築条例、特別工業地区条例、地下室マンション条例、横浜市福祉のまちづくり条例、都心機能誘導地区条例、不燃化推進条例又は横浜国際港都建設計画高度地区の規定により確認、許可又は認定を受けた後に当該工事又は用途変更を取りやめようとするときは、第13号様式の2の取止届2通を市長又は建築主事に提出するものとする。

(第3項から第5項まで省略)

(削除)

(第17条から第26条まで省略)

# 許 可 通 知 書

横浜市 指令第 号  
年 月 日

氏名 様  
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要

上記建築物の許可申請書及び添付図書記載の計画について、

条例第 条第 項第 号の規定により、次の条件等を付して許可しましたので通知します。

(許可に付す条件)

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

許 可 通 知 書

横浜市 指令第 号  
年 月 日

氏名 様  
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要

上記建築物の許可申請書及び添付図書記載の計画について、

条例第 条第 項第 号の規定により、次の条件等を付して許可しましたので通知します。  
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 高 度 地 区

(許可に付す条件)

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

## 許可しない旨の通知書

横浜市 指令第 号  
年 月 日

氏名 様  
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長

別添の許可申請書及び添付図書に記載の計画については、次の理由により  
第 号の規定による許可をしないこととしましたので、通知します。

条例第 条第 項

(理由)

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

許可しない旨の通知書

横浜市 指令第 号  
年 月 日

氏名 様  
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長

別添の許可申請書及び添付図書に記載の計画については、次の理由により

条例第 条第 項第 号の規定による許可をしないこととしましたので、通知します。  
横浜国際港都建設計画高度地区

(理由)

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

## 道路の位置の指定承諾書

年      月      日

\_\_\_\_\_の申請に係る道路の位置の指定申請書及び添付図面に記載されているとおり道路の位置の指定については、異議ありません。

道路の敷地となる土地の所有者及び管理者にあつては、当該土地を将来にわたり道路の位置の指定を受ける際の基準に適合するよう管理します。また、当該土地の所有権を移転する場合には、本内容について、責任をもって承継します。

1 道路の敷地となる土地に係る権利の対象となる土地の所在地	2 物件の種類	3 2欄の権利の種別	4 権利者の住所氏名	印
5 備 考				

- (注意) 1 下線部には、道路の位置の指定を申請する者の氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）を記入してください。
- 2 2欄には、「土地」、「建築物」、「工作物」等と記入してください。
- 3 3欄には、2欄のものについての権利の種別（所有権、抵当権、賃借権等）を記入してください。
- 4 5欄には、権利者について特記事項があればそれを記入してください。
- 5 地番別及び権利の種別ごとに記入し、承諾を受けてください。印は実印とし、印鑑登録証明書を添付してください。
- 6 道路の敷地となる土地の所有者以外にも、当該土地に関して管理者がいる場合は、3欄に「管理者」と記載し、当該管理者の承諾もを受けてください。

## 道路の位置の指定承諾書

年 月 日

\_\_\_\_\_の申請に係る道路の位置の指定申請書及び添付図面に記載されているとおり道路の位置の指定については、異議ありません。

また、道路の敷地となる土地の所有権を移転する場合には、本内容について、責任をもって承継します。

1 道路の敷地となる土地に関する権利の対象となる土地の所在地	2 物件の種類	3 地積	4 2 欄の権利の種別	5 権利者の住所氏名	印
6 備 考					

- (注意) 1 下線部には、道路の位置の指定を申請する者の氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）を記入してください。
- 2 2 欄には、「土地」、「建築物」、「工作物」等と記入してください。
- 3 3 欄には、2 欄に「土地」と記入したものの地積を記入してください。
- 4 4 欄には、2 欄のものについての権利の種別（所有権、抵当権、賃借権等）を記入してください。
- 5 6 欄には、権利者について特記事項があればそれを記入してください。
- 6 地番別及び権利の種別ごとに記入し、承諾を受けてください。印は実印とし、印鑑登録証明書を添付してください。
- 7 道路の位置の指定を受ける際の基準に適合するよう管理する者が土地の所有者と異なる場合は、4 欄に「管理者」と記載し、当該管理者の承諾も受けてください。



取 止 届

年 月 日

(届出先)  
建築主事

届出者 住所  
氏名  
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市建築基準法施行細則第16条第2項・第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 建築主住所・氏名	
2 確認の年月日・番号	年 月 日 第 号
3 敷地の地名・地番	
4 取りやめの理由	
5 備 考	

※ 受 付 欄	
------------------	--

- (注意)
- 1 届出者は、建築主としてください。
  - 2 ※印のある欄は、記入しないでください。
  - 3 2通作成してください。
  - 4 確認済証等を添えて提出してください。

## 取 止 届

年 月 日

(届出先)  
 横浜市長  
 建築主事

届出者 住所  
 氏名  
 (法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市建築基準法施行細則第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 処 分 の 種 類	確 認 ・ 許 可 ・ 認 定
2 建 築 主 住 所 ・ 氏 名	
3 処 分 の 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日 第 号
4 敷 地 の 地 名 ・ 地 番	
5 取 り や め の 理 由	
6 備 考	

※ 受 付 欄	
------------------	--

- (注意)
- 1 届出者は、建築主としてください。
  - 2 ※印のある欄は、記入しないでください。
  - 3 2通作成してください。
  - 4 確認済証等を添えて提出してください。